

件名	「平成17年4月18日に請求した私の保有個人情報開示の為の手續に関連する個人情報」の一部開示決定の件【諮問第11号】		
開示請求年月日	平成17年5月2日	実施機関の決定年月日	平成17年5月18日
実施機関(担当課)	山梨県教育委員会(義務教育課)	決定内容	一部開示決定
不開示理由	開示請求者以外の個人情報(個人情報保護条例第16条第3号)		
異議申立て年月日	平成17年7月13日	諮問年月日	平成17年8月1日
答申年月日	平成18年10月13日	摘要	
事案の概要	<p>異議申立人は、実施機関に対し、「平成17年4月18日に請求した私の保有個人情報開示の為の手續に関連する個人情報」の開示請求(条例第14条第1項)を行った。(H17.5.2)</p> <p>実施機関は、請求に係る保有個人情報として、「開示決定等期間延長について(伺い)(通知)」という件名の行政文書に記録されている情報を特定した。</p> <p>実施機関は、請求に係る保有個人情報に異議申立人以外の第三者の個人情報(他の開示請求者の氏名等。条例第16条第3号)が含まれていることから、当該個人情報を不開示とする一部開示決定(条例第20条第1項)をした。(H17.5.18)</p> <p>異議申立人は、当該一部開示決定を不服とし、実施機関に対し異議申立て(行政不服審査法第6条)を行った。(H17.7.13)</p> <p>実施機関は、山梨県個人情報保護審議会あて諮問した。(H17.8.1)</p>		
争点	<p>1 異議申立人以外の第三者の氏名等であっても、公務員が作成した行政文書に記録されているものは、公務員等の職務遂行情報(条例第16条第3号ただし書八)として開示すべきである、とする異議申立人の主張は認められるのか。</p> <p>2 条例第18条は、実施機関は、不開示情報であっても、「個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは」、それを開示することができる、とするが、本件に関し同条の規定に基づく開示を行うには及ばない、とした実施機関の判断は妥当か。</p>		
審議会の結論等	<p>1 審議会の結論 山梨県教育委員会が平成17年5月18日付けで異議申立人に対して行った一部開示決定処分については、妥当である。</p> <p>2 審議会の判断 (1)争点1について 異議申立人の主張は認められない。 【理由】公務員が作成した行政文書に記録されている情報であっても、それが異議申立人以外の第三者の情報であり、同人が公務員等としての身分を保有していない場合には、公務員等の職務遂行情報(条例第16条第3号ただし書八)に該当しない。</p> <p>(2)争点2について 実施機関の判断は妥当である。 【理由】条例第18条の規定を適用し不開示情報を開示するか否かの判断は、実施機関の裁量に任されているのであり、実施機関の判断に著しい裁量の逸脱があると認められない限り、その判断は妥当であるというべきである。そして、本件において実施機関の判断に著しい裁量の逸脱があるとは認められない。</p>		